

## 第8回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成30年2月22日 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
  - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 業務報告について
  - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 日程第 6 議案第 3号 農用地土地利用集積計画の決定について
  - 日程第 7 議案第 4号 農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について
  - 日程第 8 議案第 5号 贈与税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について
  - 日程第 9 議案第 6号 農地のあっせんについて
  - 日程第 10 議案第 7号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について
  - 日程第 11 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による通知について
  - 日程第 12 報告第 2号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員 

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	吉清水 一之
2番委員	西村 秋良	駿河 信一
3番委員	吉清水 秀明	
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
7番委員	齊藤 文一郎	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員 4番委員 新田 義修
- 6 説明のために会議に出席したもの  

農業委員会事務局	総括主査	田村 範夫
〃	主任主査	海老澤 愛

開会時刻 平成30年2月22日 午前10時00分

議長 只今の出席委員は8名、全員であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、7番齊藤文一郎委員と8番大森泰英委員を指名します。

書記には、事務局の田村総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

田村総括主査 (第7回総会開催日の翌日以降の業務を報告する)

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規程による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 今回の農地法第3条の許可申請は使用貸借の更新が1件となっております。それでは、整理番号1番について説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上、6ページからの調査書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 本案件は契約更新の案件であるため、現地調査を省略しております。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第2号にご説明いたします。議案書は9ページからです。  
整理番号1番から4番までの案件は、第5回総会で許可相当の議決を頂いたものです。  
都市計画法の開発行為の許可申請との調整により、第7回総会で申請を取り下げたものでありますが、今回、調整が整ったことで再申請された案件です。

(議案書朗読)

今回の転用される農地の面積は、既存敷地面積の1/2以内の拡張であるため、転用の許可基準を満たしているものと考えられ、同様の内容で都市計画法に基づく、岩手県開発審議会にも申請されており、農地転用及び開発行為の許可日を同じくするものでございます。  
以上で説明を終わります。

議長 この案件の現地調査報告は第5回総会で報告済みのため、省略とします。  
これより質疑に入ります。

工藤委員 整理番号3番の地権者の住所表記が誤って記載されていると思いますがどうでしょうか？

田村総括主査 委員のご指摘のとおりで、お詫び申し上げますとともに正しい住所表記に訂正させて頂きたいと思っております。

議長 工藤委員、それでよろしいですか。

工藤委員 はい。

議長 ほかに質疑等ございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、利用権貸借の更新が7件、新規が3件となっております。  
それでは、整理番号1番から説明させていただきますが、議案書は14ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明させていただきます。  
整理番号3番は、農地中間管理事業を活用しての貸借の案件です。  
以上、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。  
なお、整理番号3番につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項ただし書きに、農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合にあっては、この限りではないとされておりますことから、本案件に関しては調査書の添付をしておりませんことを申し添えます。  
以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、大森泰英農業委員、駿河信一推進委員、吉清水一之推進委員が行っております。  
本案件の現地調査報告ですが、整理番号4番以降の契約更新の案件については現地調査を省略しておりますので、整理番号1番から3番までの新規の集積計画について現地調査報告を行います。  
本案件の整理番号1番から3番までの現地調査報告については、駿河新一推進委員に報告をお願いします。

駿河推進委員 推進委員の駿河です。  
それでは、私のほうから整理番号1番から3番について、ご報告申し上げます。  
現地及び航空写真において確認したところ、積雪はありましたが、全体として広く農地として活用されておりました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第3号 整理番号1番から3番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく利用配分計画（案）に対する意見の決定について説明します。議案書は28ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

整理番号1番の権利の設定を受ける者は、地域農業マスタープランには「今後の地域の中心となる経営体」として位置付けられている認定農業者であります。

経営面積・従事日数など別添意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は、議案第2号整理番号9番の案件で農地中間管理機構に農地中間管理権を設定することが決定した農地を、借受希望者に貸し付けするものです。

事務手続き期間の短縮化を図る観点から、利用集積計画の決定公告の前ではありますが、農用地利用配分計画案への意見の決定についてを、同日の総会において、ご審議いただくものであります。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、議案第3号において報告済みですので省略します。  
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第4号、農地利用配分計画(案)の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、贈与税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第5号について説明します。議案書は27ページからです。  
この案件の内容につきましては、農地の贈与を受けた者が、贈与税の納税猶予の制度に基づき、3年ごとに農業経営を継続しているか、または、農地を10年以上の期間で貸付しているかの証明となります。  
また、併せて、県税であります不動産取得税の徴収猶予の制度に基づき同様の証明を行うものであります。

(議案書朗読)

以上について、補足説明します。  
以上の案件につきましては、平成27年2月21日から本日、平成30年2月22日までの期間を引き続き農業経営を行っているものとして証明するものです。  
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、吉清水一之推進委員にお願いします。

吉清水推進委員 推進委員の吉清水です。私の方から議案第5号整理番号1及び整理番号2について、2月16日に現地調査を行いましたので報告します。  
整理番号1の申請者は、大石渡で酪農を経営しており、生乳出荷の精算書の写しにより、申請者本人が引き続き農業経営を行っていることを確認しました。  
整理番号2の申請者は、贈与を受けた農地を農地法第3条による10年間の使用貸借による権利の設定を行っており、納税猶予の制度である特定貸付が行われていることを農地台帳により確認しました。  
また、それぞれの農地の状況につきましては、平成26年の航空写真

により、農地として利用されていることが確認でき、また、現地調査の当日は、積雪がありましたが、それぞれの農地には問題はないと確認しました。以上で現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第5号、贈与税の納税猶予に関する証明願いに対する可否の決定について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長 日程第9、議案第6号、農地のあっせんについてを議題とします。  
事務局より説明させます。

海老澤主任主査 農地のあっせんについては、農地の貸付けが1件、農地の売買が1件でございます。議案資料は33ページをご覧ください。

(議案書朗読)

議長 暫時、休憩します。

(10時43分休憩)

(10時50分再開)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。  
議案第6号整理番号1番、2番について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、議案第6号の各案件については、あっせんすることに決定しました。

整理番号1番のあっせん委員につきましては、2番西村秋良農業委員、藤村与志夫推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあっせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、整理番号1番については、2番西村秋良農業委員、藤村与志夫推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあっせん委員とすることに決定しました。

整理番号2番のあっせん委員につきましては、5番工藤肇農業委員、小山田栄一推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあっせん委員とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、整理番号2番については、5番工藤肇農業委員、小山田栄一推進委員、駿河信一推進委員の3名の方をあっせん委員とすることに決定しました。

議長 日程第10、議案第7号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤主任主査 それでは、農地・非農地の判断につきまして説明させていただきます。案件は15件です。議案書は35ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について補足説明いたします。

今回の案件は、平成29年8月22日及び平成29年9月22日に実施した農地パトロールにおいて現地確認が行われ、非農地事前通知を受け所有者から非農地証明願が出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の農地は、平成29年8月22日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年10月20日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。これより質疑に入ります。

工藤委員 5番工藤です。案件の中で、見取図を見ますと建物が建っていると思われる農地がありますが、どういうことでしょうか。

海老澤主任主査 非農地証明願農地につきましては事前に農地転用の許可等の有無を確認しており、転用許可等がなされた土地については証明願から除外しております。

現地調査を行った際に現地を確認し、一部建物がはみ出している場合でも、農地としては再生困難と判断し、農地性がないものとして非農地通知を行い、非農地証明を行うことに整理しております。



また、明らかに1筆が転用とみなされる場合は非農地証明を行わないことで整理しております。

議長 工藤委員、よろしいでしょうか。

工藤委員 はい。ありがとうございます。

議長 ほかに質疑ございますか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第7号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 日程第11、議案第8号、農地転用許可を伴わない現状変更届出指導要綱の一部改正に対する可否の決定についてを議題とします。  
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第8号について説明します。議案書は39ページからです。  
農地転用許可を伴わない現状変更届出指導要綱の一部改正につきましては、かねてから、改正予定であり、本来、もっと早期に改正すべきものでありました。  
前回の市議会の一般質問に取り上げられたことから、申請者が守るべきことを明確にし、より適切に農地の現状変更の実施や指導ができるように要綱の一部を改正するものであります。  
40ページは要綱の概略であり、41ページは改正前と改正後を比較したものでございます。41ページの下線部分が削除または追加等で改正される個所となっております。

(改正内容朗読)

内容の改正に伴い、様式の改正も行いたいと考えております。  
改正案の全文と届出様式は別添資料をご確認頂きたいと思っております。  
また、この一部改正する要綱は議案が議決された日から施行することになります。  
なお、現在、届出中の案件につきましては改正前の要綱に基づき指導することになります。  
以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第8号、農地転用許可を伴わない現状変更届出指導要綱の一部改正に対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第11、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤主任主査 案件は9件です。議案書は45ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

日程第13、報告第2号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

田村総括主査 農地転用届出の確認事務について、報告します。

農地転用届出は4条が1件、5条が5件です。

議案書は55ページをご覧ください。

(議案書説明)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、第8回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成30年2月22日 午前11時40分